

岐阜県公報

目次

道路の区域変更	(道路維持課)	一
道路の供用開始	(同)	二
保安林の指定	(飛騨農林事務所)	二
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業・金融課)	三
県営土地改良事業の変更計画の決定	(農地整備課)	三
駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施	(交通指導課)	四

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(ときは翌日)

告示

岐阜県告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			前	後			
県道	中津川線 南木曾	中津川市馬籠四六三七番 一地从先から 同市同 四六五九番 六地先まで	九・八 二・二	九・八 一・五〇	八・〇	八・〇	

岐阜県告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

平成二十九年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道	養羽老島線	養老郡養老町栗笠官公有無番地先(一六七二番一〇)から同郡同町烏江官公有無番地先(一〇八九番二)まで	前 A	六・三 一・九 八	三・四 七・九	A B 及び関係する敷地面積の区分をい
		養老郡養老町烏江官公有無番地先(一〇八九番二)から同郡同町同官公有無番地先(一〇七四番二)まで	前	七・三 三・三	二・四 八・〇	
			後 B	六・三 一・九 八	三・三 七・六	
			後	八・五 一・七 〇	二・四 八・〇	

岐阜県告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告示 年月日は 示すか)

県道	中野方線 七宗線	加茂郡八百津町福地字島洞七六五番五地先から同郡同町同字同七五番一地先まで	九・〇	平成 二九・一・六	平成 二六・三・三
----	-------------	--------------------------------------	-----	--------------	--------------

岐阜県告示第四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十九年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
高山市下切町二三九九
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十二条第六項で準用する同法第三十三条第一

項の規定により告示する。

平成二十九年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

高山市丹生川町大沼字アザミ五のー・五の三(以上二筆)について次の図に示す部分に限る。()

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十九年一月六日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) 可児中恵土複合店舗

可児市中恵土三三七一番地六 外

二 意見の概要

可児市長の意見

騒音の対策について

・ 駐車場の騒音について苦情が出ないように対策をしてください。

・ 荷さばき施設の作業音について苦情が出ないように対策をしてください。

・ 事業所敷地内の自動車の走行音について苦情が出ないように対策をしてください。

光害について

・ 必要な範囲以内を照明してください。

・ 適正な明るさの照明を設置してください。

・ 居住者への睡眠等の生活の妨げにならないよう、近隣建物への影響を及ぼさないようにしてください。

・ 歩行者、運転者等に対して不快なグレア(眩輝)を与えないようグレアの制限を行ってください。

・ 農作物に障害光を与えないようにしてください。

・ 周辺への影響について

・ 事業者起因する苦情が発生した場合は、事業者の責任において適正に対処してください。

(届出事項 新設)

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

岐阜一期地区 (田頭池)	岐阜市役所	平成二九・一・六から 二・六まで
-----------------	-------	---------------------

駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)(第五十一条の十三第一項第一号イの規定による駐車監視員資格者講習及び同号ロの規定による駐車監視員資格同等認定審査を次のとおり実施します。

平成二十九年一月六日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

一 駐車監視員資格者講習

1 講習の期日及び時間

(一) 第一日

平成二十九年二月六日(月)

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(二) 第二日

平成二十九年二月七日(火)

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(三) 第三日(修了審査)

平成二十九年二月十三日(月)

受付時間 午後一時三十分から午後一時五十分まで

審査時間 午後二時から午後三時まで

2 講習の場所

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室

3 受講定員

三十人

4 受講申込受付期間

平成二十九年一月十日(火)から一月二十日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)の午前九時から午後五時まで

5 受講申込先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)

(二) 受講申込書に貼付する写真一枚(受講申込み前六月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)

7 収入証紙納付書

講習手数料

二〇、〇〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)

8 受講申込方法

(一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課にて受講申込書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、受講申込書等は、岐阜県警察ホームページからも入手することができます。

岐阜県警察ホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>

(二) 受講申込書に写真を貼付してください。

(三) 収入証紙納付書に二〇、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください(消印しないこと)。

(四) 受講申込書及び収入証紙納付書に必要事項を記入し、5の受講申込先に受講者本人が直接持参して申し込んでください。

(五) 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。

9 その他

(一) 8(四)以外の方法による申込みは、受け付けません。

(二) 一旦納入した講習手数料は、還付しません。

(三) 受講申込者が定員に達した場合、受付を終了します。

(四) 講習及び修了審査ともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参してください。また、修了審査日には、認印を持参してください。

- (五) 二日間(十四時間)の講習を受講後、修了考査(一時間)に合格した者に対し
て駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。
- 二 駐車監視員資格同等認定審査

1 認定考査の期日及び時間

平成二十九年二月十三日(月)

受付時間 午後一時三十分から午後一時五十分まで

考査時間 午後二時から午後三時まで

2 認定考査の場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室

3 認定考査受検資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (二) 確認事務における管理的又は監督的地位にあつた期間が通算して五年以上である者

4 申請受付期間

平成二十九年一月十日(火)から一月二十日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)

- (一)又は(二)に掲げる者と同等の経歴を有する者

5 申請先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

- (一) 認定申請書
- (二) 認定申請書に貼付する写真一枚(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)
- (三) 3のいずれかに該当することを証する書面
- (四) 収入証紙納付書

7 認定手数料

四、五〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)

8 申請方法

- (一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課にて認定申請書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、認定申請書等は、岐阜県警察ホームページからも入手することができます。

岐阜県警察ホームページアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>

- (二) 認定申請書に写真を貼付してください。

- (三) 収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください(消印しないこと)。

- (四) 認定申請書及び収入証紙納付書に必要な事項を記入し、5の申請先に申請者本人が直接持参して申請してください。

- (五) 申請の際、申請者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。

9 その他

- (一) 8以外の方法による申請は、受け付けません。

- (二) 一旦納入した認定手数料は、還付しません。

- (三) 認定考査には、駐車監視員資格者認定考査受検票、筆記用具及び認印を持参してください。

- (四) 認定考査に合格した者に対して認定書を交付します。

三 注意事項

- 1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、別途駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。

- 2 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第二号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 3 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはできません。

四 講習及び審査に関する問合せ先

岐阜県警察本部交通部交通指導課

電話〇五八 二七一 二四二四 内線五二二四

平成二十九年一月六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社